

関係者各位

お 知 ら せ
**CPTPP適用の英国産豚肉に係る
輸入数量に基づく品目別セーフガードの発動について**

関税暫定措置法施行令別表第 1 の 14 の項に掲げる物品（環太平洋包括的及び先進的協定（以下「CPTPP」という。）適用豚肉（英国を原産地とするもの））については、令和 8 年度の初日から令和 8 年 6 月末日までの輸入数量が CPTPP に定められた品目別セーフガード措置（以下「品目別 SG」という。）の輸入基準数量を超えることとなったため、関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間、品目別 SG が発動されることとなりました。つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

記

1. 対象物品及び税率

品目	輸入基準 数量	R8. 4-R8. 6 輸入数量	発動内容
CPTPP適用豚肉 (英国を原産地とするもの)	1,995 トン	2,893 トン	(分岐点価格※ 1 以下、且つ CIF 価格 299. 25 (円/kg) 以上) ※ 2 40. 5 (円/kg) あるいは 393. 786-CIF (円/kg) のいずれか低い方 ↓ 75 (円/kg) あるいは 404. 004-CIF (円/kg) のいずれか低い方
			(分岐点価格以下、且つ CIF 価格 399 (円/kg) 以上) ※ 3 54 (円/kg) あるいは 525. 048-CIF (円/kg) のいずれか低い方 ↓ 100 (円/kg) あるいは 538. 672-CIF (円/kg) のいずれか低い方
			(分岐点価格超) ※ 4
			0. 2%→2. 8%

- ※ 1 : 分岐点価格=393 (円/kg) あるいは 524 (円/kg)
※ 2 : 対象品目番号 : 0203. 11-032、0203. 21-032
※ 3 : 対象品目番号 : 0203. 12-025、0203. 19-025、0203. 22-025、0203. 29-025、0206. 30-095、
0206. 49-095
※ 4 : 対象品目番号 : 0203. 11-040、0203. 12-022、0203. 19-022、0203. 21-040、0203. 22-022、
0203. 29-022、0206. 30-099、0206. 49-099

2. 当該物品に係る NACCS 用品目コードの変更等について

当該物品に係る NACCS 用品目コードの変更等については、NACCS センターホームページ中の NACCS 掲示板をご確認ください。

以 上

【本件に関する照会先】
業務部通関総括第 1 部門
電話番号 : 078-333-3086